

# ガストロノミーツーリズム実現に向けたモデル事業 委託仕様書

## 1. 委託事業名

ガストロノミーツーリズム実現に向けたモデル事業

## 2. 目的及び事業概要

万博を契機とした大阪の成長を実現するため、来阪外国人客の増加による果実を着実に府域につなげていく必要がある。

そのためには、豊かな食文化や歴史などの地域が有する資源を高付加価値化し、府内周遊や長期滞在を促進することで、万博後も大阪を訪れるリピーター（ファン）を獲得することが重要。

そこで、世界の富裕層を中心に需要が高まっている「ガストロノミーツーリズム（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム）」に着目し、大阪ならではのガストロノミーツーリズムのあり方を検討するため、令和5年度、まずは大阪産（もん）の生産地として高いポテンシャルを有する泉州地域・南河内地域を対象にモデル事業を実施した。

この実施結果より、

- ・海外富裕層等の多くは個人旅行・長期滞在が中心で、来日後いわゆる“旅ナカ”に訪問先を決める傾向があることから、関西国際空港から近く都心から1時間前後という立地を活かして、まずはそうした旅ナカ需要に応えられるコンテンツを造成することが必要
- ・コンテンツ造成にあたっては、ホスピタリティにあふれ、地域に根差した一貫したストーリー性を持たせることで、新たな学びを得られる体験を提供するとともに、旅行客を受け入れることが地域経済の発展に寄与するといった観点を盛り込むことが重要
- ・民間事業者による販売につなげるためには、海外富裕層等がコンテンツに関する情報に触れる機会を創出し、予約や決済などの手続きを完了できる仕組みづくりが不可欠

といった課題があることが分かった。

そこで、万博を契機に大阪のガストロノミーツーリズムがブランディングできることをめざして、令和5年度の事業実施結果により判明した課題を乗り越え、万博開催年である2025年に民間事業者による商品化と府内周遊を実現するため、令和6年度においても、泉州地域・南河内地域を対象に事業を実施する。

※大阪産（もん）：

大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、水産物とそれらを原材料として使用した加工品

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 4. 委託上限額

15,000,000円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

- (1) 泉州地域・南河内地域を対象に、食を中心とするガストロノミーツーリズムのコンテンツ造成と

## 商品化に向けた検証

### ①内容

- ・海外の富裕層等の高付加価値旅行者に訴求するポテンシャルを有するガストロノミーツーリズムのコンテンツ（地域の食や歴史文化に関する体験・学びなど）を、泉州地域・南河内地域においてそれぞれ複数件造成する。
- ・また、地域振興等に取り組む既存の団体やインバウンドと関係性の深いステークホルダー（空港、港湾、鉄道事業者など）と連携し、地域での継続的な取り組みになるよう体制づくりを行う。
- ・造成したコンテンツの商品化に向けて、海外の富裕層等の受け入れに関する知見を有する方などを対象に、少人数（2～6名程度）のモニターツアーを夏から秋にかけて最低10回程度実施する。
- ・モニターツアー参加者や、生産者等へのアンケートやインタビューを実施し、商品化に向けた改善点などを明らかにする。

### ②留意事項

- ・事業の企画内容については、大阪府と協議の上確定し、実施すること。
- ・コンテンツの造成にあたっては、特定の地域・市町村に偏ることがないように留意すること。
- ・コンテンツの造成にあたっては、単なる収穫体験や料理体験ではなく、“海外の富裕層等の視点にたって、地域の歴史文化に根差した一貫したストーリー性を有する特別な体験を提供”するとともに、当該コンテンツの販売が地域経済の活性化に資するなど地域貢献につながることを意識すること。
- ・生産者をはじめ、地域と連携しながら事業を実施するとともに、地域に過度の負担をかけることがないように留意すること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

#### （提案を求める内容）

- ①効果的かつ実現性の高い事業を実施するための手法及び企画内容（どんな手法で海外の富裕層等に訴求するコンテンツを造成するのか等）について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ②想定される連携先や連携方策について、具体的に提案すること。
- ③上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

## （2）ガストロノミーツーリズムの実施や海外富裕層等受け入れに対する泉州・南河内地域の機運醸成

### ①内容

- ・各地域の事業者（生産者や飲食店等）を対象に、ガストロノミーツーリズムについての理解促進や、海外富裕層等受け入れのメリットや注意点などに関する普及啓発・機運醸成を目的とする取組み（例：説明会やセミナーなど）を実施する。

### ②留意事項

- ・生産者をはじめ、地域と連携しながら事業を実施することで、継続的な取り組みにつながるよう工夫すること。
- ・取組みの実施にあたっては、地域における既存のイベント等を活用するなど、効果的・効率的な手法を検討すること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

(提案を求める内容)

- ①効果的かつ実現性の高い事業を実施するための手法及び企画内容(セミナーや説明会に限らず効果的な手法など)、成果目標(実施回数や参加人数等)について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ②上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

### (3) 販売網の構築に資するプロモーションの実施

#### ①内容

- ・造成したコンテンツについて、大阪府内のホテルや観光案内所、外国人を対象とするOTA(オンライントラベルエージェント)などを対象に、販売を見据えたプロモーションを実施する。
- ・プロモーションを実施するにあたっては、造成したコンテンツについて、予約や決済などの手続きを完了できる仕組みづくりを行う。

#### ②留意事項

- ・生産者をはじめ、地域と連携しながら事業を実施するとともに、地域に過度の負担をかけることがないように留意すること。
- ・プロモーションを実施するにあたっては、民間企業が2025年に商品として販売することを見据えて戦略的に行うこと。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保(事業協賛、広告協賛、参加費など)を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

(提案を求める内容)

- ①効果的なプロモーションを実施するための手法及び企画内容(対象、手法、時期等)、成果目標(プロモーション件数等)について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ②上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

### (4) (1) から (3) の実施結果に関するレポートの作成

#### ①事業内容

- ・(1) から (3) の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成する。
- ・事業完了後は、速やかに概要を取りまとめ、大阪府に提出すること。その上で、令和7年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・事業実施の様子が分かる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形で表現すること。

## 6. 事業スケジュールおよび実施体制等

本事業について、契約締結時期から令和7年3月末までの想定スケジュールを示すこと。

また、本事業を確実に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

(提案を求める内容)

- ①事業の実施スケジュール、事業実施体制を提案すること。
- ②本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無、想定している連携事業者・機関など）を記載すること。
- ③その他、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組みについて提案すること。

## 7. 委託事業の一般原則

- ・業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

## 8. 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

## 9. 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

## 10. その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。  
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。